

紹介手数料に関する返戻金制度について

本所では、本所の紹介により就職された方が一定期間内に退職された場合において、求人者から受領した紹介手数料の全部または一部を、求人者にお返しすることを原則とする返戻金制度は設けておりません。

ただし、求人受理時に、返戻金に関する取り決めに個別に行う場合があります。

ジャパンコペルニクス株式会社
代表 伊東 晶和